

平成 25 年度第 2 回市川市男女共同参画推進審議会
開催日時 平成 25 年 10 月 16 日（水）
午前 11 時～午後 0 時 30 分
開催場所 男女共同参画センター 5 階 研修室 A B

会議録

開会宣言

（田口副会長） それでは、只今より平成 25 年度第 2 回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。本日は、会長が台風の影響により欠席のため、代わりに進行を務めさせていただきます。

本日は、15 名中 10 名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第 5 条第 5 項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一委員了承一

（田口副会長） 会議は公開とすることが決定しました。なお、傍聴人はございません。

それでは、次第に基づき、議題 1 「市川市男女共同参画基本計画第 5 次実施計画案について」、事務局から説明をお願いします。

議題 1 市川市男女共同参画基本計画第 5 次実施計画案について

（事務局） 「市川市男女共同参画基本計画第 5 次実施計画案」について説明させていただきます。

本日は、第 1 回の審議会で、ご審議いただき、ご意見を頂戴した点や事務局で改めて検討をした点について修正を行いましたので、説明させていただきます。

まず、資料 1 をご覧ください。第 1 回審議会後に井上委員、小川委員よりいただきましたご意見でございます。このご意見を含め、修正を行っております。

はじめに、井上委員からのご意見の中で、全職員、管理職それぞれの男女別の人数の資料のご要望がございましたので、資料 2 として皆さまにお配りしております。参考資料とさせていただきます。

それでは、第 5 次実施計画案と資料 3 の修正一覧をご覧ください。主な修正点を説明させていただきます。

計画案 2 ページをお願いします。基本計画の体系図ですが、竹中委員より主要課題から事業までを一覧にした方がわかりやすいとのご意見をいただきましたので、実施計画事業を加えて掲載いたしました。一覧できる用紙にというお話をしたが、A3 の用紙でも関連事業を含めますと入りきらないことから、2 ページから 4 ページに掲載しております。

次に、7 ページをお願いします。10 行目の下のグラフの説明で、賛成の割合の内訳として「賛成」プラス「どちらかといえば賛成」という文言を加えております。反対も同様の表現に修正しております。

右の 8 ページ、1 行目から 10 行目までは、24 年度に行った国「男女共同参

画社会に関する世論調査」の結果が発表されましたことから、調査結果及び全国的に社会情勢の影響を受けていることを加筆しています。

続いて、9 ページには、大迫委員からご意見をいただきました e-モニター制度の内容と属性を記載しております。

次に、11 ページをご覧ください。実施計画事業ですが、事業については、後ほど説明させていただきますが、事業数に変更がございました。進行管理事業が 1 事業増えて、29 事業、関連事業が 1 事業減って 55 事業となっています。

続きまして、15 ページをご覧ください。「事業 3 市女性職員の管理職登用促進」に関連しまして、管理職試験の女性受験者の減少について、井上委員よりご質問をいただきております。24 年度の受験率の減少につきましては、22 年度、23 年度に幼稚園、保育園の園長が一斉に管理職試験を受験した年度であったことから、この 2 年間が特に高くなっているものです。24 年度の状況はそれ以前と比較すると横ばい状況であると考えております。

次に 19 ページをお願いします。一番下の「地域ケアシステム推進事業」ですが、小川委員からの高齢者限定の事業ではないとのご意見を受け、所管課と話し合いを行いまして、「個別課題 14 高齢者への福祉の充実・自立支援」から削除し、「個別課題 2 市民活動における男女共同参画に向けた支援」の関連事業に位置づけました。

続いて、22 ページの「事業 9 「ヒューマンフェスティカワ」による人権啓発」の目標数値です。26 年度から 28 年度まで 350 人の同数としていましたが、26 度 360 人、27 度 380 人、28 度 400 人と数値を修正いたしました。

次に 24 ページをご覧ください。新たに「事業 11 市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発」の事業を掲載しています。これは、市内の保育園や幼稚園等へ勤務する職員を対象として、子どもたちへの男女共同参画の推進の知識を正しく伝えることができるよう啓発を行うものです。なお、関連事業として掲載しておりました「保育園の第三者機関評価事業」と「幼稚園評議員制度の充実」については、所管課から男女共同参画にかかわる制度ではない旨の意見があったことから削除させていただきました。

続きまして、26 ページをお願いします。「事業 12 人権教室の実施」について、阿部委員と小川委員からご意見をいただきまして、計画最終年度 28 年度に小学校全校で実施することを目標に、27 年度 36 校、28 年度 39 校に修正をいたしました。

なお、「事業 13 人権講演会の実施」につきましても小川委員からご意見をいただきております。この事業については、中学校の全校生徒を対象としていることから学校との調整などもあり、人権擁護委員協議会が 1 年間に 2 校ずつ実施しているところでございまして、人権擁護委員協議会との話し合いの結果、年 2 校とさせていただきたいと考えております。

次に、28 ページの「事業 15 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施」について、竹中委員よりご意見をいただきおりました、男性の参加ができる施策とのご意見で、両親学級との連携のお話をいただきましたけれども、両親学級は妊娠・出産・育児の知識の習得が目的となりますので、こういった目的が別に定まっている事業との連携は難しいという所がご

ざいます。そこで、各学校には親父の会等が発足していることから、親父の会を通じて、男性の方々にもご参加をいただけるよう方策を考えていきたいと思っております。

次に、52 ページをご覧ください。主要課題 6 の成果指標 「DV を知っている人の割合」です。26 年度を 94% としておりましたが、「DV 防止実施計画」で同様の成果指標を定めていることから、同様の数値とするため、95% に修正をいたしました。

また、その下の「DV の認知度」の文言は、井上委員からもご意見をいただき、認知度は 21 年度、24 年度とも 90% を超えていることから、「DV を知っていると回答した割合は 90% を超え、高い認知度となっています。」と修正をいたしました。

一番下には、e-モニター制度の回答者の属性を記載しております。

この他、誤字、脱字や体裁等を若干修正させていただいております。説明は以上でございます。

(田口副会長) 事務局からの説明は終りました。何かご意見はございますか。

(阿部委員) 前回初めて参加させていただいて、この第 5 次実施計画を読みましたところ、少し疑問に思った点がありましたので申し上げたいと思います。

10 ページの第 5 次実施計画の考え方というページですが、この考え方の内容が全体の整合性と上手く合わないのではないかと疑問を持っていました。

「1 重点事業選定の考え方」の市民から見た男女共同参画に対する意識・ニーズの動向から、ワーク・ライフ・バランスというものを視点において計画を実施しますという内容になっているのですが、この考え方というのは、この第 5 次の土台というか基本構想になる内容だと思うのですが、市民の視点イコール働くことを大前提とした内容で果たしてよいのかということを疑問に思っています。内容自体は、全てワーク・ライフ・バランスということからされている内容ではありませんし、市民は全て働く人ということを対象として男女共同参画を推進していくことに疑問を持っています。色々な市民調査を見ても、内閣府のアンケートをそのまま市までおろしてそれに基づいて市の意識を捉えようとしていること自体も疑問ですので、この基本姿勢から変えていくということは今からはかなり難しい問題だと思うのですが、市川市の人口構成はどうなっているのかとか、市川市の市民の特徴をもう少し捉えた上でこの考え方の内容をもう一度考えていただいた方が全体との整合性がとれるような気がしていました。ワーク・ライフ・バランスは今は必要な考え方になっていますけれども、まだ日本全体がこの考え方方に上手く成熟していない、そういう概念ですので、あまりこればかりを前面に出していくって市川市の男女共同参画の実施計画に頼っていくのはいかがかと疑問を持っていました。

e-モニターや意識調査を見ましても、色々な世帯、人口構成の中でこれだけを基本にすることも疑問だということが 1 点です。

もう一つは、この第 5 次実施計画の最後のページですが、市民意識調査の実施ということですが、毎年行う意識調査の方法をお伺いしたいのと、これを毎年 e-モニターで行うということにも限界がありますし、社会調査の限界というものも理解しながら調査をしていただきたいということと、もう一つは、イン

インターネットでe-モニターアンケートの結果を見たのですが、自由回答を見まし
たら、この調査自体が啓発内容になっているという性格をもっていると思った
のです。このアンケートを見ることによって、初めて男女共同参画を知ったと
か、市のやろうとしていることが少し分かったという回答がいくつもありまし
たので、それをちょっと利用するというか、そういう性質も踏まえて、アンケ
ート内容ももし啓発に特徴を生かせるならば、そういう内容にも考えていく
機会ではないかと思いました。

(田口副会長) 1番目の意見は大きな意見なのではないかと思いますが、委員の方からは今
のご意見に対するご意見はございますか。

それでは、事務局の方から何かご説明がございましたらお願ひします。

(事務局) 1点目のご意見、重点事業選定の考え方ということですが、なかなか進まない
ワーク・ライフ・バランスの啓発については進めていきたいということ、また、指導的地位に女性が占める割合が少ないということ、その辺りについては、
なかなか進まないことありますので、重点として取り組んでいきたいと考え
ているところです。委員の皆様のご意見が、もっとこういうところを重点にし
た方がよいのではないかというご意見をいただければありがたいと思います。

また、最後の29番の事業に関しまして、この目標数値につきましては、e-
モニターアンケートを利用していくということでございますけれども、意識調
査の方法につきましては、井上委員からもご意見をいただいておりますけれども、色々な調査の方法がありますが、郵送で行う調査については予算的に非常
に難しい、また、過去の調査からは、回答者が50代60代に偏ってしまうとい
うこともございます。e-モニター制度のアンケートについても、パソコンや携
帯電話を利用できる方と限定はありますので、どれが一番いいのかということ
はなかなか難しいところではございますけれども、担当課としては、予算がか
からないということ、また、毎年行つていけるという利点があること、30代40
代の方に多くご回答いただいているということでこれから社会の中心となつ
ていく方々に多くご回答いただけるe-モニター制度を利用していく方がよいの
ではないかと考えています。これがベストな方法だとは思ってはおりませんが、
色々なことを勘案してe-モニターを採用させていただいているところでござい
ます。

(竹中委員) 今のe-モニターについては井上委員からも質問があり、今回の根拠を書きま
したとe-モニターの事例が書かれているのですが、もう一つ井上委員が指摘を
されているところで、統計的にしっかりとしたものであるかということです。
e-モニターを使うことは、ITを売る市川市としてはよいと思いますし、啓発
も兼ねるということであれば、その意味合いもあるということをはっきりと書
いた方が、客観的なものなのか、意図してということなのか、事実は載せた方
がよいのではないかと思います。e-モニターは統計的に根拠があるものとして
市川市では使っているのでしょうか。

(田口副会長) 事務局お願ひします。

(事務局) 最初の、事実を記載した方がよいということにつきましては、工夫をさせて
いただきて記載したいと思います。

また、e-モニターにつきましては、府内色々な部署が利用している制度でご

ざいますので、それは根拠があるものとして考えて実施しているものです。

(竹中委員)

それは統計学的に大丈夫ということは、学術的にもということですか。内閣府など公共機関が行うものは統計学的に処理をしているものだと思うのですが、それと同列ということですか。

(事務局)

それについては調べさせていただきます。

(田口副会長)

他にご意見はございますか。

重点事業選定はやはり重要なところだとは思っていますが、事務局からは、委員の方からも要望があればということでしたが、いかがですか。

千葉県の第3次男女共同参画基本計画でも重点取組としてワーク・ライフ・バランスの促進ということがあります、阿部委員からもありましたように、市川市の状況を踏まえつつ事業を展開していただくということでよろしいでしょうか。

(竹中委員)

以前、市川市の統計から調べた時に、子育て世代、若い流入人口が多いのですが、明らかに小学校に入るぐらいのところで流出しているということが読み取れるのです。これは、ある意味、家を買おうとすると高いということも事実としてあると思うのですが、その辺の支援ということが弱いのかなということは考えたことがあります。今回の実施計画でいうと主要課題4の「男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実」というところが、課題は挙がっているのですが、実際は、男女共同参画のところで取り上げるものが個別課題のところにはほとんどないと思うのです。確かに、ワーク・ライフ・バランスの定義は色々あると思いますし、すでに子育てはこういうものですということで専門部署があると思うので、そこに新たにということはなかなか難しいとは思うのですが、そういう色々な計画のところに、男女のところを入れてくださいとか、市川市としては、そういう世代が出て行くということは税制的にも問題だと思いますので、そういうところをやっていきましょうということを、男女共同参画課とか男女共同参画センターでぜひやっていただければと思います。

(田口副会長)

それでは、阿部委員と竹中委員からいただいたご意見を反映していただければと思います。

今日はやむを得ず台風のために欠席されている方もいらっしゃいますので、そういう方からもご意見をいただければと思います。後ほど、期限等は決めたいと思います。

それでは、市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画案について、ご意見はこれでよろしいでしょうか。

一委員了承一

(田口副会長)

それでは、本日ご意見のあった部分は修正・調整し、皆様にご確認いただいた後、パブリックコメントを行うということでよろしいですか。

一委員了承一

議題2 市川市男女共同参画基本計画第2次DV防止実施計画案について

(田口副会長)

続きまして、議題2の「第2次DV防止実施計画案について」進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「第2次DV防止実施計画案」の主な修正点を説明させていただきます。

計画案と資料 4 の修正一覧をご覧ください。修正内容は、第 5 次実施計画案と同様の修正を行っております。

計画案の 1 ページをご覧ください。下の方に米印で DV がおこる背景という文章を加筆しております。竹中委員からのご意見で DV がなぜ発生しているのか資料からは読み取れないとのご意見をいただき、簡単ではありますが説明を加えました。

次に 3 ページの 4 実施計画の基本理念のところです。前回の計画案では、計画の位置づけの説明が記載されておりましたが、隣のページ、2 ページに計画の位置づけの記載があり、重複しておりましたので、文章を削除しております。

続きまして、6 ページをお願いします。6 ページ、7 ページは DV の全国の状況について記載しておりますが、24 年度の状況が新たに発表されましたので、グラフに記載をし、それに伴い、文章も修正しております。

次に、8 ページをご覧ください。市川市の DV 相談件数には、市川健康福祉センターの相談件数が入っておりますけれども、この件数については市川市に住所がある者または居住者の相談件数である旨の記載をしてほしいとの連絡が市川健康福祉センターからありましたことから、一番下に説明を加えております。

続きまして、12 ページをお願いします。基本目標ごとの達成状況の表がございますけれども、合計の欄のところに 23 年度、24 年度それぞれの平均値を加えております。

隣のページ、13 ページの DV の認知度の説明で、「DV を知っている、言葉を聞いたことがあると回答した割合は減少しています」との文章を記載しておりますけれども、井上委員からご指摘いただきましたように、言葉を聞いたことがある方を含めると認知度は 21 年度、99.4%、24 年度、98.8% と高く、数値はあまり変わらないことから、この文書は削除させていただきました。

次に、15 ページの下段に、DV 防止の重点施策のアンケート結果を追加記載しております。

次ページ、16 ページには 5 次計画と同様に e-モニター制度の説明と回答者の属性を記載しております。

続いて、18 ページの実施計画事業では、新たに加えた事業が 1 事業あることから、事業数を 33 事業と修正いたしました。後ほど事業についてはご説明させていただきます。

次に、22 ページ、「事業 4 人権擁護委員との協働」では 5 次計画と同様に計画最終年度である 28 年度に全小学校で人権教室が行われるよう、目標数値を 27 年度は 36 校から 38 校へ、28 年度は 37 校から 41 校へ変更しております。

その下の「事業 5 若者を対象としたデート DV 予防啓発事業の実施」について、大迫委員より目標引き上げのご意見をいただきました。市内全高校に 3 年間ですべて配布できるように目標数値を 4 校から 5 校に修正しております。また、予防教育に関連して、前回、竹中委員から、暴力をふるう本人たちへの周知をどうするのか、予防の観点から緊急性は高いのではないかとのご意見をいただいておりました。確かに視点として、加害者教育ということがございます。国、県では、加害者への再発防止プログラムなどの研究などを行っております

が、成果があまりあがっていないのが現状です。市の施策としては、10代からの周知が効果的であると考え、取り組んでいきたいと考えております。

次に、次ページ、23ページに新たな事業として、「事業6 学校職員に対する啓発」の事業を加えております。これは、中村委員から学校の養護教諭やライフカウンセラーへ広報の周知をしてほしいとのご意見をいただきましたので、教育委員会の指導課、保健体育課と連携し、研修での啓発を行っていくものでございます。養護教諭、ライフカウンセラー、それぞれ1回ずつ、計2回を予定しております。

また、同じページに掲載しております「事業7 関係部署との連携によるDV被害者の早期発見」につきましては、小川委員より目標数値であるマニュアル説明会が24年度の現状よりも26年度から28年度は減っている理由についてご質問がございました。これにつきましては、マニュアルが完成し、24年度より説明会を開始したことから、24年度は関係部署の所属長対象に1回、担当職員対象に3回、説明会を行ったものです。25年度以降は関係部署の異動職員対象に説明会を行うことから年1回の開催としているところでございます。

続きまして、25ページをお願いします。「基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実」の成果指標は「配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合」としております。前回お示しした計画案では、目標値を26年度40%、27年度60%、28年度100%と設定しておりましたが、本年度の数値が26.5%であることの現状があり、急に認知度が上がる内容ではないこと、また、本市の配偶者暴力相談支援センターでは女性の相談のみを行っていること等を再度勘案いたしました。すべての女性の方に知りたいという最終年度の目標設定とし、26年度30%、27年度40%、28年度50%の目標値に設定し、段階を踏んで着実に認知度を上げていきたいと考えております。

また、前回の計画案では、このページにDV防止の重点施策のアンケート結果の表を掲載しておりましたが、削除し、15ページに表の形式を変更して掲載しております。

次に、31ページの取り組みの方向6の4行目に文言を加えております。

次に、次ページ、32ページの「基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実」の成果指標設定の説明を成果指標の下に加えております。また、その下の表をわかりやすく棒グラフに修正しております。

次に、34ページ、「事業25 就労に向けた支援」について、小川委員から講座の開催が1回になっており、ハローワーク等と連携して事業を行うことを検討できないかとのご意見をいただきました。ハローワークの担当の方とも話をさせていただきまして、県やハローワークの事業の情報提供や連携を行っていくこととし、事業内容の変更を行いました。目標値については、男女共同参画センターで行う事業の開催数としておりますが、この取り組みについては、重要だと考えておりますので、積極的な開催を行っていきたいと考えております。

この他に、誤字脱字、体裁等を若干修正させていただいております。説明は以上でございます。

(田口副会長)

事務局からの説明が終わりました。何かご意見はございますか。

竹中委員、お願いします。

(竹中委員) 8 ページで、市川市の DV 相談状況がありまして、9 ページには配偶者暴力相談支援センターを平成 23 年 10 月に作りましたということですと、24 年度は、配偶者暴力相談支援センターでの相談を受けたということですね。多分、それが男女共同参画課に入っているということだと思いますが、配偶者暴力相談支援センターの認知度を上げる目標がありまして、男女共同参画センターに相談すればいいのか、わからない。配偶者暴力相談支援センターに相談すればいいのか、その位置づけが最後の表を見るとなんとなく分かるのかもしれないのですが、インターネットで、千葉県のホームページを見ても、市川市の場合は、相談するのは男女共同参画センターに相談してくださいしか書いていないのです。そこを、作ったよとそこをメインにするのであれば、もう少し配偶者暴力相談支援センターというところを出した方がいいかな、もう少し定義をしておいた方がいいかなと思います。女性からの相談しか受けていないということでなかなか出しにくいというところもあるかも知れませんが、その整理が必要だと思います。

また、今のところにかかる質問ですが、男性は男女共同参画センターに相談してもいいのですか。男性が来た場合にはどうするのですか。

それでは、事務局からお願いします。

(事務局) 配偶者暴力相談支援センターが分かりづらくて申し訳ないのですが、この男女共同参画センターの中の相談室が市川市配偶者暴力相談支援センターになっているということです。それについては周知をしていかなければいけないと思っています。ただ、市川市内には、配偶者暴力相談支援センターが 2 カ所あります。この男女共同参画センター内と、市川健康福祉センターにあります。

2 番目の質問の、男性が来たらということですが、男性については市川健康福祉センターが受けています。そういう役割分担をしています。市川健康福祉センターは県の施設ですので、その役割というものが若干違いますが、資料の件数を見ても分かるように、男女共同参画センター内の配偶者暴力相談支援センターの方に皆さんのが来やすい状況である、また、こちらの方が相談時間等も多いですので、こちらに来ていただくことが多くなっているということがこの資料からもお分かりいただけると思います。

(田口副会長) 市民の方にとって分かりやすいかたちで周知をしていただくことが大事だと思いますので、計画の方に反映していただければと思います。

竹中委員、よろしいでしょうか。

(竹中委員) はい。

(田口副会長) 他にご意見はございますか。

資料 4 の 3 ページ、第 2 次 DV 実施計画案の 22 ページです。資料 4 には修正前と修正後が載っています、後半の下線部のところに、「高校生を中心とした予防教育の啓発」とあります、ここももちろん大事だとは思いますが、子どもたちが異性に目覚めるのは、小学校高学年から中学生だと思うのです。もちろん高校生も大事だと思うのですが、もう少し下の小学校高学年や中学生にも予防教育を行えないでしょうか。

(事務局) ここでは、高校生を中心にとさせていただいているが、なるべく予算をと

りリーフレットをたくさん作りたいと思っています。今、ちょうど校正を行っているところですが、なるべく多くを印刷したいと思っておりますので、高校以外にも、中学校にも配っていただけるというところがあればもちろんお配りしたいと思っております。この目標数値自体は高校に限定をしていますが、それ以外にも中学校には今年も配っていますので、同様にお配りしていきたいと思っております。

(井上委員)

それに関連して、具体的な例として、今日、エレベーターの中でデータ DV の講座があると貼ってありました。そういう情報を私はエレベーターに乗らなかったら分からなかったのです。本日配付された資料の中にも入っていないので、具体的にこういうのがありますよということを市立の中学校あるいは県立の高校、また私立で市川にある学校に具体的にどのようなかたちで宣伝されているのですか。

(事務局)

今回の DV の講座は、センターの登録団体と共に催で行います。広報とホームページにもアップしております。また、学校の方には、登録団体の方からご案内等をお配りしているところでして、全部の私立学校にお配りしているかどうかは把握できていませんが、学校の方にも配布しますということで報告をいただいております。

(田口副会長)

井上委員、よろしいでしょうか。

(井上委員)

はい。

(田口副会長)

私立、公立に関わらず、周知していってほしいと思います。

他にご意見はございますか。

(宮腰委員)

市民の周知に関してですが、市の広報紙に、毎回というわけにはいかないでしあうけれど、定期的に、特に月間のような時には掲載しているのかということが一つと、啓発としては他の部署と広報の取り合いがあるのかも知れませんが、既存のものに載せるということでいうと費用がそれほどかからないと思うので、毎回小さくてもいいから DV はいけないことだと、困っている人はお電話どうぞぐらいの、1 センチかける 5 センチの記事を載せるとか、そういうことがあったらいいなと思ったのですが、周知・啓発のところを見てもそういうことがなかったようなので、提案いたします。

(田口副会長)

それでは、事務局からお願いします。

(事務局)

DV の月間には、なるべく広報には載せたいという希望は出しています。講座についてもなるべく枠を取って大きくということをお願いしているところです。センターの啓発というところで、今年度から、まだ 2 回目ですが、ウィズレターと題して、チラシを作り始めました。この中で男女共同参画について知っていただきたいことや、月間の時には DV の特集をしようと考えています。センターでお配りするだけではなくて、近隣の施設や本庁舎にも置いて啓発しようということで始めております。啓発のための新しい取組も行っていきたいと思っています。

(田口副会長)

それでは、議題 1 と議題 2 につきまして、これだけはどうしてもというご意見がある方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

一委員了承一

(田口副会長) それでは、本日ご意見のありました部分は修正・調整し、皆様にご確認いただきたい後、パブリックコメントを行うということでよろしいですか。

一委員了承

(田口副会長) 本日は台風によりまして、議事進行が通常と異なりましたこと、時間を30分延長させていただいたことにつきまして、お詫び申し上げますとともに、本日は十分にご意見をいただくことができなかつたと思いますので、ぜひ、事務局の方にご意見をいただければと思います。

それでは、事務局から何かございますか。

(事務局) ご意見でございますが、来週月曜日必着でご意見をいただければと思っております。その後修正を行いまして、また委員の皆様にお示ししましてから、パブリックコメントを行う必要がございますので、期間が短く申し訳ございませんが、来週月曜日必着でお願いいたします。

(田口副会長) ご意見を送る方法はどうしますか。

(事務局) FAX、メール、郵便等でお願いします。

(田口副会長) それでは、来週月曜日必着でご意見をちょうだいするということでよろしいでしょうか。

一委員了承

(田口副会長) 他に、事務局から何かございますか。

(事務局) 次回の審議会につきましてご案内させていただきます。来年の1月に開催を予定しております。具体的な開催日等につきましては、決まり次第改めてご連絡をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

(田口副会長) なお、ご意見がある場合には、来週月曜日までに事務局に提出いただきたいと思います。また、後日、発言の記録と修正部分をメール、FAXなどで事務局からお送りしますので、ご確認いただきたいと思います。

ご確認いただきました後の会議録等につきましては、市のホームページ等で公表していく予定です。

それでは、これをもちまして平成25年度第2回市川市男女共同参画推進審議会を閉会いたします。

平成25年11月17日

市川市男女共同参画推進審議会副会長

署名 田口久美子